

陸前高田市震災復興本部設置規程

(設置)

第1条 東日本大震災からの復興を適切かつ迅速に推進するため、陸前高田市震災復興本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 復興計画の策定に関すること。
- (2) 復興計画の推進に関すること。
- (3) 緊急復興対策の推進と総合調整に関すること。
- (4) その他復興に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長をもって充てる。

4 本部員は、市長部局の部課長等、消防長及び水道事業所長並びに教育長、教育次長及び教育委員会事務局の課の長並びに議会、委員会又は委員の事務局の長をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、本部を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(関係者の出席)

第6条 本部長が必要と認めるときは、会議に関係のある者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、復興対策局において処理する。

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年5月1日から施行する。